

議第25号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,905人」を「7,887人」に改め、同項第2号中「35人」を「36人」に改め、同項第5号中「2,233人」を「2,209人」に改め、同項第8号中「1,879人」を「1,845人」に改め、同項第9号イ中「1,419人」を「1,389人」に改め、同項中「15,059人」を「14,954人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。